

## ○定期報告を要する特定建築物一覧表

国が政令で定める定期報告を要する特定建築物	
建築物の用途	建築物の規模 (1)から(9)まで※1について共通
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物に限る。) ④地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第1号及び第2号</b></p>
(2) 旅館又はホテルの用途に供する建築物	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(3) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階(その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(4) 児童福祉施設等 ※高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第二項各号)に限る。	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(5) 共同住宅 ※2	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(6) 寄宿舎 ※2	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ③地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(7) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途の床面積の合計が2000㎡以上であるもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第4号</b></p>
(8) 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>
(9) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階を当該用途に供するもの ②当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階を当該用途に供するもの <p style="text-align: right;"><b>政令第16条第1項第3号</b></p>

※1 避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないもの並びに地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは除く。

※2 サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第一項第六号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。

特定行政庁(高松市)が指定する定期報告を要する特定建築物	
建築物の用途	建築物の規模
(1) 学校(幼保連携型認定こども園を含む。)又は学校に附属する体育館その他これに類する用途に供する建築物	①3階以上の階に当該用途に供する部分があるもの ②当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの ③地階に当該用途に供する居室があるもの <p style="text-align: right;"><b>市施行細則第8条第1項1号</b></p>
(2) 事務所その他これに類する用途に供する建築物	・階数が5以上で延べ面積が2,000㎡以上のもの <p style="text-align: right;"><b>市施行細則第8条第1項2号</b></p>